

○宮古市行政手続法施行細則

平成17年6月6日

規則第14号

改正 平成27年3月24日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査基準の公表方法)

第2条 法第5条第1項の審査基準は、当該申請の提出先とされている機関の事務所に備付け、閲覧に供する。

(標準処理期間の公表方法)

第3条 法第6条に規定する標準処理期間を定めたときは、別に定めるものを除き、当該申請の提出先とされている機関の事務所に備付け、閲覧に供する。

(許認可等拒否処分の理由の提示)

第4条 法第8条第2項の書面は、宮古市許認可等拒否処分理由説明書（様式第1号）によらなければならない。

(公聴会の開催等)

第5条 法第10条の公聴会の開催等については、別に定める。

(処分基準の公表方法)

第6条 法第12条第1項の処分基準を定めたときは、当該処分に係る行政庁の事務所に備付け、閲覧に供する。

(不利益処分の理由の提示)

第7条 法第14条第3項の書面は、宮古市不利益処分理由説明書（様式第2号）によらなければならない。

(聴聞の通知)

第8条 法第15条第1項の規定による通知は、宮古市聴聞通知書（様式第3号）により行わなければならない。

2 行政庁が、法第15条第1項の通知（同条第3項後段の通知をした場合を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の

期日の変更を申し出ることができる。

3 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

4 行政庁は、前項の規定に基づき聴聞の期日を変更したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(代理人の選任等)

第9条 当事者は、法第16条第1項の規定に基づき代理人を選任したときは、行政庁に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出及び法第16条第4項の規定による届出は、宮古市代理人選任(資格喪失)届(様式第4号)により行わなければならない。

3 前2項の規定は、参加人及び法第30条の不利益処分の名あて人となるべき者の代理人の選任及び資格の喪失について準用する。

(参加人)

第10条 法第17条第1項の許可を受けようとする関係人は、宮古市参加人許可申請書(様式第5号)により、聴聞の期日の1週間前までに申請しなければならない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかにその旨を当該許可の申請を行った関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧)

第11条 法第18条第1項の資料の閲覧の請求は、宮古市資料閲覧請求書(様式第6号)により行わなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧の請求については、口頭で行うことができる。

2 行政庁は、閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者等に通知するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合で、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の手続)

第12条 法第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 行政庁は、主宰者が法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

(聴聞の審理指揮)

第13条 主宰者は、聴聞の円滑な進行その他審理の秩序を維持するため、陳述の制限、聴聞の進行又は審理を妨げる者の退場、聴聞の中止等必要な措置を講ずることができる。

(陳述書等の記載事項)

第14条 法第20条第2項又は法第21条第1項の陳述書及び証拠書類等の提出は、聴聞の件名、提出する者の氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分の原因になる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行わなければならない。

(補佐人の出頭許可申請)

第15条 法第20条第3項の補佐人の出頭の許可を受けようとする当事者又は参加人は、宮古市補佐人出頭許可申請書(様式第7号)により、聴聞の期日の4日前までに申請しなければならない。ただし、法第22条第2項本文(法第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(審理の公開)

第16条 行政庁は、聴聞の期日における審理を公開するときは、当事者及び参加人にその旨を通知するとともに、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第17条 法第24条第1項に規定する聴聞調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 聴聞の件名、期日及び場所
- (2) 主宰者の氏名及び職名

- (3) 聴聞の期日に出頭した当事者（代理人又は補佐人を含む。以下第5号までにおいて同じ。）及び参加人の氏名及び住所並びに行政庁の職員の氏名及び職名
- (4) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者及び参加人の氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (5) 当事者及び参加人並びに行政庁の職員の陳述の要旨
- (6) 提出された証拠書類等の標目
- (7) その他参考となるべき事項

2 前項の聴聞調書には、書面、図面、写真等主宰者が必要と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 法第24条第3項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- (2) 前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見及びその理由
(聴聞調書等の閲覧)

第18条 法第24条第4項の規定による調書及び報告書の閲覧の請求は、宮古市聴聞調書等閲覧請求書（様式第8号）により行わなければならない。

2 主宰者又は行政庁は、前項の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を当事者又は参加人に通知するものとする。

(弁明書等の記載事項)

第19条 法第29条第1項の弁明書及び同条第2項の証拠書類等の提出については、第14条の規定を準用する。

(弁明通知書)

第20条 法第30条の規定による通知は、宮古市弁明通知書（様式第9号）により行わなければならない。

(補則)

第21条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

(平27規則14・旧第23条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成17年6月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、

その区域をもって新たに宮古市を設置する前の行政手続法施行細則（平成6年宮古市規則第25号）、行政手続法施行細則（平成6年田老町規則第19号）又は行政手続法施行細則（平成6年新里村規則第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年3月24日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印
(行政庁)

宮古市許認可等拒否処分理由説明書

| | |
|--------------|--|
| 件 名 | |
| 許認可等申請の根拠法令等 | |
| 許認可等申請の内容 | |
| 拒否処分の理由 | |
| 備 考 | |

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印
(行政庁)

宮古市不利益処分理由説明書

| | |
|-------------|--|
| 件 名 | |
| 不利益処分の根拠法令等 | |
| 不利益処分の内容 | |
| 不利益処分の理由 | |
| 備 考 | |

様式第3号(第8条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印
(行政庁)

宮古市聴聞通知書

不利益処分に係る聴聞を次のとおり行いますので、通知します。

| | |
|-----------------|----------------|
| 聴聞の件名 | |
| 予定される不利益処分の内容 | |
| 根拠となる法令等の条項 | |
| 不利益処分の原因となる事実 | |
| 聴聞の期日 | 年 月 日 時 分から |
| 聴聞の場所 | |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織 | 名称 |
| | 所在地 電話番号 |

備考 聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ、意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に係る代理権の範囲を記載した代理人選任届を行政庁に提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の住所、氏名、職業等を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 6 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

| | |
|--------------|-------------------------|
| 聴聞の 主宰者 | 職名 氏名 連絡先 電話番号 |
| 聴聞の 公開の有無 | |

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名 〕

宮古市(参加人・弁明)代理人選任(資格喪失)届
年 月 日付けで通知のあった、(件名)について、年 月
日に代理人を選任(代理人の資格が喪失)したので、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---------------------|-----|-----|---------|-----------|
| 聴 聞 の 件 名 弁 明 | | | | |
| 代 理 人 の 氏 名 | 住 所 | 職 業 | 生 年 月 日 | 選 任 承 諾 印 |
| | | | 年 月 日生 | |
| | | | 年 月 日生 | |
| | | | 年 月 日生 | |
| 代 理 権 の 範 囲 | | | | |

注 代理人資格喪失届の場合は、件名欄、氏名欄及び住所欄のみ記載すること。

様式第5号(第10条関係)

第 号
年 月 日

主宰者 あて

住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名 〕

宮古市参加人許可申請書

年 月 日に行われる聴聞に関する手続に参加したいので、申請します。

| | |
|----------------------|--|
| 聴 聞 の 件 名 | |
| 参 加 を 申 請 す る 理 由 | |
| 連 絡 先 電話番号 | |

注 参加を申請する理由欄には、聴聞に係る不利益処分について利害関係を有することの説明を簡潔に記載してください。

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

市町村長 あて
(行政庁)

住 所
氏 名 印
(法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名)

宮古市資料閲覧請求書

年 月 日に行われる聴聞に関し、次の資料の閲覧を請求します。

| | |
|-----------|--------------|
| 聴聞の件名 | |
| 資料の標目 | |
| 閲覧を希望する日時 | 年 月 日 時 分 |

様式第7号(第15条関係)

第 号
年 月 日

主宰者 あて

住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名 〕

宮古市補佐人出頭許可申請書

年 月 日に行われる聴聞について、次のとおり補佐人を聴聞の期日に
出頭させたいので、申請します。

| | |
|-------------------------------|------|
| 聴 聞 の 件 名 | |
| 補佐人の住所、氏 名 及 び 職 業 電話番号 | (歳) |

様式第8号(第18条関係)

第 号
年 月 日

市町村長(主宰者) あて
(行政庁)

住 所
氏 名 印
(法人その他の団体に
あつては、その名称
及び代表者の氏名)

宮古市聴聞調書等閲覧請求書

年 月 日に行われた聴聞に関し、聴聞調書等の閲覧を請求します。

| | |
|---|--------------|
| 聴 聞 の 件 名 | |
| 閲 覧 を し よ う と す る 聴 聞 調 書 等 の 標 目 | |
| 閲 覧 を 希 望 す る 日 時 | 年 月 日 時 分 |

様式第9号(第20条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印
(行政庁)

宮古市弁明通知書

不利益処分に係る(口頭による)弁明の機会の付与を次のとおり行いますので、通知
します。

| | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 弁明の件名 | |
| 予定される不利益処分の内容 | |
| 根拠となる法令等の条項 | |
| 不利益処分の原因となる事実 | |
| 弁明書の提出期限 (口頭による弁明の機会の付与を行う日時) | 年 月 日 (年 月 日) 時 分 |
| 弁明書の提出先 (口頭による弁明の機会の付与を行う場所) | |

備考 弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に係る代理権の範囲を記載した代理人選任届を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、弁明の日時の変更を申し出ることができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第18条関係)

様式第9号 (第20条関係)